

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部  
を改正する政令案要綱

- 1 特定損害保険契約の保険金額の下限を、十四億九千万円に改める。(第一条関係)
- 2 特定賠償義務履行担保契約の担保上限金額の算定の基礎となる金額を、一兆四千三百八十一億九千三百九十八万四千円に改める。(第二条関係)
- 3 特定保険者交付金交付契約の納付金の金額を、二千百万円に改める。(第三条関係)
- 4 この政令は、令和八年四月一日から施行する。(附則関係)